

後、他の調査機関等による調査を受ける可能性があり、その調査結果によっては、当社の業績および財務状況に影響を受ける可能性があります。

また、第三者委員会の調査結果を受けて、東京証券取引所は当社株式を監理銘柄（審査中）に指定しています。

なお、取引金融機関からの融資のうち、一部（長期借入金 320,000 百万円）については、平成24年3月期の第2四半期決算に係る四半期報告書について金融商品取引法上の提出期限（第2四半期経過後 45 日以内）を徒過した事実に加え、上記の損失計上先送りによる財務諸表等の虚偽表示が、表明及び保証条項と確約条項に抵触しています。このことが当社グループの資金調達及び資金調達コストに悪影響を及ぼす可能性はあるものの、現在、期限の利益喪失に関わる条項を適用することなく、当該融資を継続していただくよう取引金融機関との協議を進めており、現時点においては今後も融資継続について引き続き支援して下さると考えています。

第4【経理の状況】

1【四半期連結財務諸表】

(重要な後発事象)

(訂正前)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(法定実効税率の変更) 平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が公布され、平成24年4月1日以降開始する連結会計年度より法人税率が変更されるとともに、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する連結会計年度については、復興特別法人税が課税されることとなりました。これに伴い、平成24年4月1日から開始する連結会計年度以降において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が40.69%から38.01%に変更されます。また、平成27年4月1日から開始する連結会計年度以降において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が35.64%に変更されます。この変更により、当第2四半期連結会計期間末における一時差異等を基礎として再計算した場合、流動資産の繰延税金資産が1,266百万円、固定資産の繰延税金資産が687百万円それぞれ減少し、法人税等調整額が1,953百万円増加します。

(訂正後)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(法定実効税率の変更) 平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が公布され、平成24年4月1日以降開始する連結会計年度より法人税率が変更されるとともに、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する連結会計年度については、復興特別法人税が課税されることとなりました。これに伴い、平成24年4月1日から開始する連結会計年度以降において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が40.69%から38.01%に変更されます。また、平成27年4月1日から開始する連結会計年度以降において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が35.64%に変更されます。この変更により、当第2四半期連結会計期間末における一時差異等を基礎として再計算した場合、流動資産の繰延税金資産が1,266百万円、固定資産の繰延税金資産が687百万円それぞれ減少し、法人税等調整額が1,953百万円増加します。 (長期借入金契約に関する表明及び保証条項と確約条項への抵触)

<p>取引金融機関からの融資のうち、一部（長期借入金320,000百万円）については平成24年3月期の第2四半期決算に係る四半期報告書について金融商品取引法上の提出期限（第2四半期経過後45日以内）を徒過した事実に加え、平成23年11月8日に発表の当社有価証券投資等の損失計上先送りによる財務諸表等の虚偽表示が、表明及び保証条項と確約条項に抵触しました。</p> <p>期限の利益喪失に関わる条項を適用することなく、当該融資を継続していただくよう取引金融機関との協議を進めており、当四半期報告書の提出時点においては、今後も融資継続について引き続き支援して下さると考えています。</p>
--

(2) 平成24年3月期（144期）第3四半期報告書の訂正報告書

第一部【企業情報】

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

(訂正前)

(1) 過去の損失計上先送りに係るリスク

当社が1990年代ころから有価証券投資等にかかる損失計上の先送りを行っており、Gyrus Group PLCの買収に際しファイナンシャルアドバイザーに支払った報酬や優先株の買戻しの資金並びに国内三社（株式会社アルティス、NEWS CHEF株式会社および株式会社ヒューマラボ）の買収資金が、複数のファンドを通す等の方法により、損失計上先送りによる投資有価証券等の含み損を解消するためなどに利用されていたことについて、現在、証券取引等監視委員会等による調査を受けているほか、今後、他の調査機関等による調査を受ける可能性もあり、それらの調査結果によっては、当社グループの業績及び財務状況に影響が及ぶ可能性があります。

なお、財務面につきましては、今後も取引金融機関より融資継続のご支援をいただけるものと考えています。取引金融機関からの融資のうち、表明保証条項又はコベナンツ条項に抵触するものがある場合につきましては、関係者との協議を行いながら進める予定としています。

(訂正後)

(1) 過去の損失計上先送りに係るリスク

当社が1990年代ころから有価証券投資等にかかる損失計上の先送りを行っており、Gyrus Group PLCの買収に際しファイナンシャルアドバイザーに支払った報酬や優先株の買戻しの資金並びに国内三社（株式会社アルティス、NEWS CHEF株式会社および株式会社ヒューマラボ）の買収資金が、複数のファンドを通す等の方法により、損失計上先送りによる投資有価証券等の含み損を解消するためなどに利用されていたことについて、現在、証券取引等監視委員会等による調査を受けているほか、今後、他の調査機関等による調査を受ける可能性もあり、それらの調査結果によっては、当社グループの業績及び財務状況に影響が及ぶ可能性があります。

なお、取引金融機関からの融資のうち、一部（長期借入金320,000百万円）については、平成24年3月期の第2四半期決算に係る四半期報告書について金融商品取引法上の提出期限（第2四半期経過後45日以内）を徒過した事実に加え、上記の損失計上先送りによる財務諸表等の虚偽表示が、表明及び保証条項と確約条項に抵触しています。このことが当社グループの資金調達及び資金調達コストに悪影響を及ぼす可能性はあるものの、現在、期限の利益喪失に関わる条項を適用することなく、当該融資を継続していただくよう取引金融機関との協議を進めており、現時点においては今後も融資継続について引き続き支援して下さると考えています。

第4【経理の状況】

1【四半期連結財務諸表】

【追加情報】

(訂正前)

<p>当第3四半期連結累計期間 （自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日）</p>
<p>（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用） 第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4</p>

日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しています。

(今後の状況)

平成23年11月8日の当社の有価証券投資等の損失計上の先送りの発表の結果、国内及び海外(英国、米国を含む)の捜査当局、監督機関その他の公的機関の調査が開始されており、これらの調査により四半期報告書提出日の翌日以後新たな事実が判明した場合には、四半期連結財務諸表を訂正する場合があります。更に、当社の不適切な財務報告の結果、当社に対して当社米国預託証券の保有者などが訴訟を提起しており、様々な株主及び株主グループが当社への損害賠償を求める、あるいは訴訟を起こすおそれがあります。

(訂正後)

当第3 四半期連結累計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年12月31日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

第1 四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しています。

(今後の状況)

平成23年11月8日の当社の有価証券投資等の損失計上の先送りの発表の結果、国内及び海外(英国、米国を含む)の捜査当局、監督機関その他の公的機関の調査が開始されており、これらの調査により四半期報告書提出日の翌日以後新たな事実が判明した場合には、四半期連結財務諸表を訂正する場合があります。更に、当社の不適切な財務報告の結果、当社に対して当社米国預託証券の保有者などが訴訟を提起しており、様々な株主及び株主グループが当社への損害賠償を求める、あるいは訴訟を起こすおそれがあります。

(長期借入金契約に関する表明及び保証条項と確約条項への抵触)

取引金融機関からの融資のうち、一部(長期借入金320,000百万円)については、平成24年3月期の第2 四半期決算に係る四半期報告書について金融商品取引法上の提出期限(第2 四半期経過後45日以内)を徒過した事実に加え、上記「(今後の状況)」の損失計上先送りによる財務諸表等の虚偽表示が、表明及び保証条項と確約条項に抵触しています。

現在、期限の利益喪失に関わる条項を適用することなく、当該融資を継続していただくよう取引金融機関との協議を進めており、現時点においては、今後も融資継続について引き続き支援して下さると考えています。

(3) 平成24年3月期(144期)有価証券報告書の訂正報告書

第一部【企業情報】

第2【事業の状況】

4【事業等のリスク】

(訂正前)

(7) 過去の損失計上先送りに係るリスク

当社が1990年代ころから有価証券投資等にかかる損失計上の先送りを行っており、Gyrus Group PLCの買収に際しファイナンシャルアドバイザーに支払った報酬や優先株の買戻しの資金並びに国内三社(株式会社アルティス、NEWS CHEF株式会社および株式会社ヒューマラボ)の買収資金が、複数のファンドを通す等の方法により、損失計上先送りによる投資有価証券等の含み損を解消するためなどに利用されていたことについて、現在、東京地方裁判所において当社に対する証券取引法違反及び金融商品取引法違反被告事件が係属しており、それらの手続の経過によっては、当社グループの業績及び財務状況に影響が及ぶ可能性があります。

更に当社の不適切な財務報告の結果、当社に対して当社株主等が訴訟を提起しており、今後も様々な株主及び株主グループが当社への損害賠償を求め、又は訴訟を起こすおそれがあり、当社グループの業績及び財務状況に影響が及ぶ可能性があります。

なお、取引金融機関からの融資のうち、上記の損失計上先送りが表明保証条項又はコベナント条項に抵触するものにつきましては、関係者との協議を行いながら融資継続のご支援をいただくための対応を進める予定としています。

(訂正後)

(7) 過去の損失計上先送りに係るリスク

当社が1990年代ころから有価証券投資等にかかる損失計上の先送りを行っており、Gyrus Group PLCの買収に際しファイナンシャルアドバイザーに支払った報酬や優先株の買戻しの資金並びに国内三社(株式会社アルティス、NEWS CHEF株式会社および株式会社ヒューマラボ)の買収資金が、複数のファンドを通す等の方法により、損失計上先送りによる投資有価証券等の含み損を解消するためなどに利用されていたことについて、現在、東京地方裁判所において当社に対する証券取引法違反及び金融商品取引法違反被告事件が係属しており、それらの手続の経過によっては、当社グループの業績及び財務状況に影響が及ぶ可能性があります。

更に当社の不適切な財務報告の結果、当社に対して当社株主等が訴訟を提起しており、今後も様々な株主及び株主グループが当社への損害賠償を求め、又は訴訟を起こすおそれがあり、当社グループの業績及び財務状況に影響が及ぶ可能性があります。

なお、取引金融機関からの融資のうち、一部(長期借入金 320,000 百万円)については、平成24年3月期の第2四半期決算に係る四半期報告書について金融商品取引法上の提出期限(第2四半期経過後45日以内)を徒過した事実に加え、上記の損失計上先送りによる財務諸表等の虚偽表示が、表明及び保証条項と確約条項に抵触しています。このことが当社グループの資金調達及び資金調達コストに悪影響を及ぼす可能性はあるものの、現在、期限の利益喪失に関わる条項を適用することなく、当該融資を継続していただくよう取引金融機関との協議を進めており、現時点においては今後も融資継続について引き続き支援して下さると考えています。

第5【経理の状況】

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【追加情報】

(訂正前)

1. 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しています。

2. 今後の状況

平成23年11月8日の当社の有価証券投資等の損失計上の先送りの発表の結果、国内及び海外(英国、米国を含む)の捜査当局、監督機関その他の公的機関の調査が開始されており、今後、これらの調査により新たな事実が判明した場合には、連結財務諸表を訂正する場合があります。

また、当社の不適切な財務報告の結果、現在、東京地方裁判所において当社に対する証券取引法違反及び金融商品取引法違反被告事件が係属しております。更に、当社の不適切な財務報告の結果、当社に対して当社株主等が訴訟を提起しており、今後も様々な株主及び株主グループが当社への損害賠償を求め、又は訴訟を起こすおそれがあります。

(訂正後)

1. 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しています。

2. 今後の状況

平成23年11月8日の当社の有価証券投資等の損失計上の先送りの発表の結果、国内及び海外

(英国、米国を含む)の捜査当局、監督機関その他の公的機関の調査が開始されており、今後、これらの調査により新たな事実が判明した場合には、連結財務諸表を訂正する場合があります。

また、当社の不適切な財務報告の結果、現在、東京地方裁判所において当社に対する証券取引法違反及び金融商品取引法違反被告事件が係属しております。更に、当社の不適切な財務報告の結果、当社に対して当社株主等が訴訟を提起しており、今後も様々な株主及び株主グループが当社への損害賠償を求め、又は訴訟を起こすおそれがあります。

3. 長期借入金契約に関する表明及び保証条項と確約条項への抵触

取引金融機関からの融資のうち、一部(長期借入金320,000百万円)については、平成24年3月期の第2四半期決算に係る四半期報告書について金融商品取引法上の提出期限(第2四半期経過後45日以内)を徒過した事実に加え、上記「2. 今後の状況」の損失計上先送りによる財務諸表等の虚偽表示が、表明及び保証条項と確約条項に抵触しています。

現在、期限の利益喪失に関わる条項を適用することなく、当該融資を継続していただくよう取引金融機関との協議を進めており、現時点においては、今後も融資継続について引き続き支援して下さると考えています。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【追加情報】

(訂正前)

1. 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当期の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しています。

2. 今後の状況

平成23年11月8日の当社の有価証券投資等の損失計上の先送りの発表の結果、国内及び海外(英国、米国を含む)の捜査当局、監督機関その他の公的機関の調査が開始されており、今後、これらの調査により新たな事実が判明した場合には、財務諸表を訂正する場合があります。

また、当社の不適切な財務報告の結果、現在、東京地方裁判所において当社に対する証券取引法違反及び金融商品取引法違反被告事件が係属しております。更に、当社の不適切な財務報告の結果、当社に対して当社株主等が訴訟を提起しており、今後も様々な株主及び株主グループが当社への損害賠償を求め、又は訴訟を起こすおそれがあります。

(訂正後)

1. 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当期の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しています。

2. 今後の状況

平成23年11月8日の当社の有価証券投資等の損失計上の先送りの発表の結果、国内及び海外(英国、米国を含む)の捜査当局、監督機関その他の公的機関の調査が開始されており、今後、これらの調査により新たな事実が判明した場合には、財務諸表を訂正する場合があります。

また、当社の不適切な財務報告の結果、現在、東京地方裁判所において当社に対する証券取引法違反及び金融商品取引法違反被告事件が係属しております。更に、当社の不適切な財務報告の結果、当社に対して当社株主等が訴訟を提起しており、今後も様々な株主及び株主グループが当社への損害賠償を求め、又は訴訟を起こすおそれがあります。

3. 長期借入金契約に関する表明及び保証条項と確約条項への抵触

取引金融機関からの融資のうち、一部(長期借入金320,000百万円)については、平成24年3月期の第2四半期決算に係る四半期報告書について金融商品取引法上の提出期限(第2四半期

経過後45日以内)を徒過した事実に加え、上記「2. 今後の状況」の損失計上先送りによる財務諸表等の虚偽表示が、表明及び保証条項と確約条項に抵触しています。

現在、期限の利益喪失に関わる条項を適用することなく、当該融資を継続していただくよう取引金融機関との協議を進めており、現時点においては、今後も融資継続について引き続き支援して下さると考えています。

以 上